社会保障II　2023年**10月18日**（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304

第3回【厚生年金制度の概要】目的、対象、給付の種類、年金の種類、費用負担

第5章第3節年金制度の概要(4)年金財政(5)企業年金と個人年金(6)最近の改正と課題p.178-194

●リアクションペーパーII＃3

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

１．年金財政について

□年金制度には予め支払った保険料に応じ給付する社会保険方式（拠出ベース）と受給時のニーズ応じ給付する給付税方式（給付ベース）があり、日本の現行制度は社会保険方式が基本（不足分を税方式で補う）であり、負担額と給付額は必ずし比例しない。**国際的には社会保険方式が主流だが、税方式の国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダなど）もある。**

**□現役世代が納付した保険料を受給者に支払う賦課方式と現役世代が納付した保険料を積み立て市場で運用し将来の支払いに当てる積立方式があり、前者には人口変動リスクが後者には経済変動リスクがある。日本は賦課方式を基本に積立方式を取り入れているがシンガポールなど積立方式の公的年金を持つ国もある。**

**□ニーズに合わ給付額を定め必要な負担額を算出する給付建てと、可能な負担額を算出しその範囲で給付額を決定する拠出建てがある。日本は老後に必要な費用を算出し給付額を決め必要な保険料を設定する給付建てだが、2004(H16)年の改正で保険料の上限に収まるように年金額の改定率を決めるマクロ経済スライド制を導入、拠出建ての考え方が取り入れられた。**

**□ 2018年の公的年金の積立金166.5兆円（2021年246.1兆円）。積立金の運用収入は年金財政に貢献。しかし、すでに単年度収支の赤字補填のため取り崩しを開始、100年後に1年分を残り使い切る制度設計となっている。**

**□2004（H16)年クロ経済スライド制導入以降,5年に一度、将来の経済と人口について一定の仮定を踏まえて100年間にわたる給付と負担の見通しを作成。年金財政の健康診断。**

**２．企業年金と個人年金について**

**□公的年金は全国民強制加入の最低保障なので、個人のニーズに合わせ預貯金・私的年金などで積み増し（一般に年金以外に一人約1500万～3000万円程度）が必要。**

**□企業年金は従業員の退職後に備える私的年金であり、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金（かっては主流だったが現在は廃止され経過措置として残っている）自社年金（外部に資産を留保。税制上優遇措置なし）などがある。**

**□確定給付企業年金については責任準備金や、その額が最低積立基準額を上回らなければならないなどの規制があり、事業主は、毎年度財政検証し不足分を追加拠出。受託者責任として、事業主・理事には、忠実義務と善管注意義務が求められる。また積立金運用**

**□企業年金は積立方式であり、積立金運用は極めて重要で、信託銀行や生命保険会社を通じて行われるが、長期的な資産配分割合（ポートフォリオ）の作成、運用機関構成などの決定は企業年金側の責任となっている。**

**□国民年金基金は自営業・フリーランスの人など、基礎年金給付しかない国民年金第1号被保険者に上乗せ給付を行うもの。国民年金法に基づく任意加入・積立方式。確定給付の仕組み。公的な個人年金なので、掛金全額を社会保険料控除として控除できる。**

**□個人型確定拠出年金（iDeCoイデコ）は公的年金加入者が任意加入できる確定拠出型年金。 国民年金基金連合会が実施し、運営管理機構（民間金融機関）が提示するポートフォリオを選択。60歳まで拠出。非課税：加入者が拠出した掛金＝全額所得控除。**

**□その他の個人年金：生命保険会社・損保会社などの商品。個人年金保険料控除など、税制上の優遇措置あり。①確定年金②有期年金➂終身年金④夫婦年金などがある。また定額年金と変額年金がある。**

**３.最近の年金制度改正**

**□2012（H24)改正：社会保障・税一体改革大綱、消費税率の５％から10％への引上げに対応して、年金機能強化法（基礎年金国庫負担割合２分の１の恒久化・短時間労働者への厚生年金の適用拡大、年金受給資格期間の25年から10年への短縮、産休期間中の社会保険料の免除、父子家庭への遺族基礎年金の支給、被用者年金一元化法（国家公務員共済・地方公務員共済・私学教員共済を厚生年金に一元化）、年金生活者支援給付金法（低所得の基礎年金受給者に月額5,000円を基準に補足的な給付）。**

**□2016（H28)改正：公的年金制度の持続可能性の向上を図るための改正（持続可能性向上法）短時間労働者への厚生年金の適用拡大、国民年金第1号被保険者の産前・産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直し：マクロ経済スライドについて、キャリーオーバーの仕組みを導入、賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動に合わせて年金額を改定する措置の徹底が図られた。**

**□2020（R2)改正：年金制度の機能強化のための改正、短時間労働者への厚生年金の適用拡大の促進：事業所規模を従業員規模500人超⇒100人超（2022年）⇒50人超（2024年）、在職老齢年金の見直し（賃金と年金の合計額の基準を28万円⇒47万円）、受給開始時期の選択肢の拡大60歳から75歳の間。確定拠出年金：加入可能年齢を企業型確定拠出年金は70歳未満、個人型確定拠出年金は65歳未満、未婚のひとり親・寡夫に国民年金の申請全額免除基準に追加。短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に。**

**４.年金制度の課題**

**□ 2004（H16 )年の改正負担の収入の2割、給付は所得代替率で5割、自動的に調整するマクロ経済スライドを導入。年金財政の安定化は実現。しかし世代間格差は残る。「年金は払い損になり、将来はもらえないのではないか」という不安。**

**□少子化対策と高齢者雇用の推進：少子化対策（年金を支える世代を増やす）、高齢者雇用の推進（受給者から支える側に回る）**

**□世代内分配：非正規労働者・不安定雇用・失業者の増加。国民年金のみ。保険料の支払いができない。共稼ぎの増加⇒専業主婦・第３号被保険者制度への批判。**

**□税方式化論・積立方式化論・民営化論などがあり、デフレ下のマクロ経済スライドの一時凍結など＝基礎的生活の確保がむずかしくなっている。**

**□現行制度は公的年金と私的年金の組み合わせが基本であり、資産の取り崩しなども合わせ保障する仕組み必要。中小企業労働者などへ中所得者の個人年金支援の強化など。**